四　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［一　略］	
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	
区分	当該伝搬障害防止区域の範囲
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠線分の両側それぞれに掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～一三　略］				
一四　削除				
一五　人命・財産の保護用	［略］	［略］	［略］	［略］
［一六～三一　略］				

改正前

［一　同上］	
二　［同上］	
区分	当該伝搬障害防止区域の範囲
重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠線分の両側それぞれに掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～一三　同上］				
一四　人命・財産の保護用	㈠　福井県福井市花堂南二丁目一四の七（七三・一）	七・一	〇	福井県 福井市　花堂南、花堂中、花堂北、花堂町、月見、みのり、春日、西木田、毛矢、中央、豊島、大手、宝永、松本、町屋、大願寺、二の宮、西開発、高木中央
	㈡　石川県加賀市熊坂字未の部三七番の一五（二八三・〇）	五〇		
一五　同右	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［一六～三一　同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。